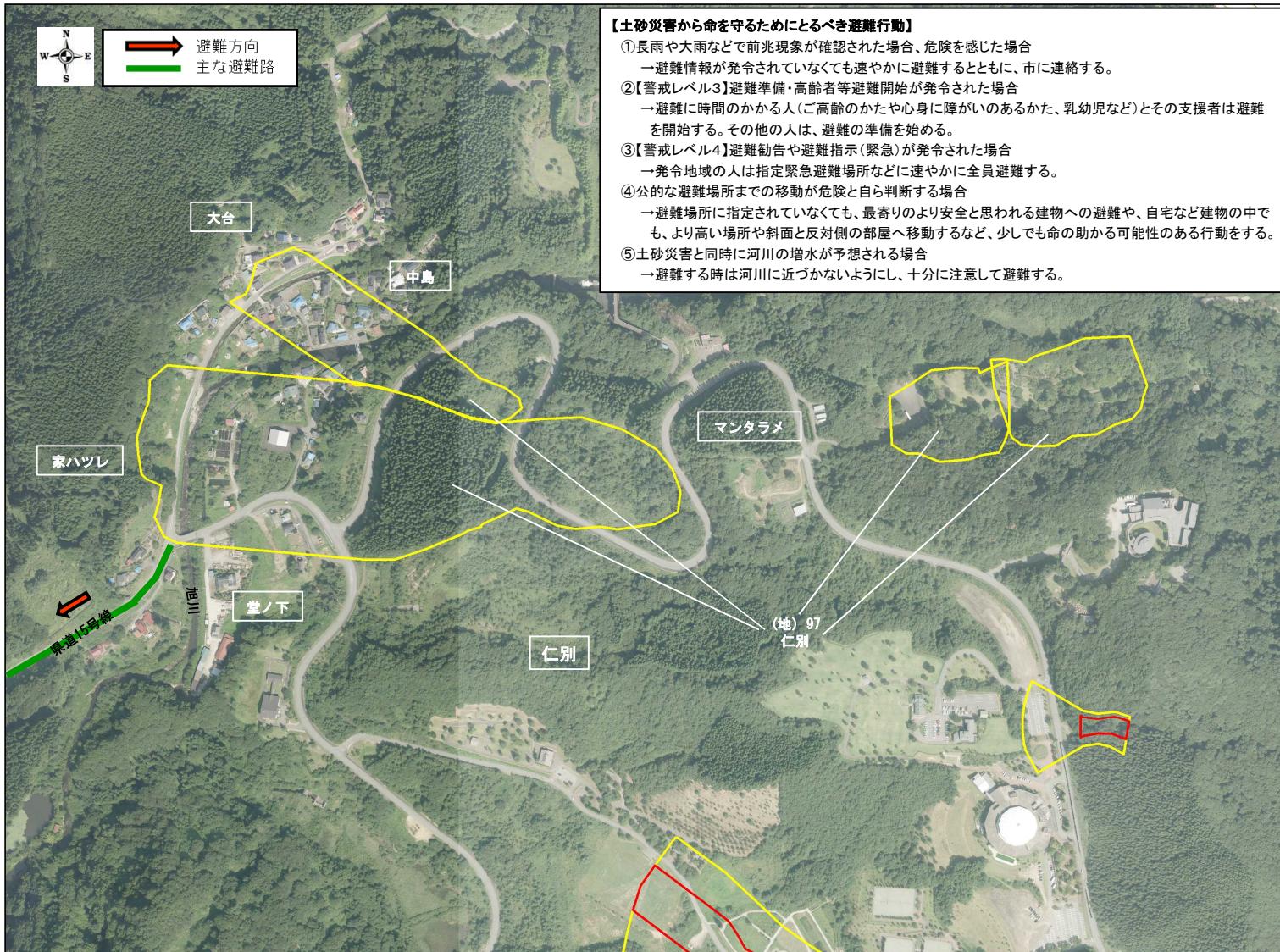


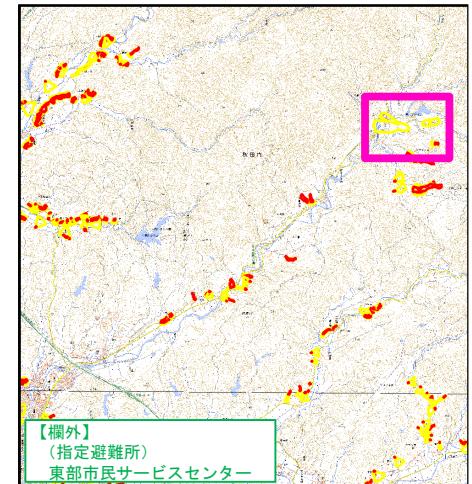
秋田市土砂災害ハザードマップ (仁別字マンタラメ・堂ノ下・中島・大台・家ハツレ)

令和2年11月発行

電話 018-888-5434
電話 018-860-3482



問い合わせ先
秋田市 総務部 防災安全対策課
秋田県秋田地域振興局 建設部 保全・環境課 河川保全班



自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則です。
日頃から、家族や町内会等で、避難場所や、避難時の行動について、確認しておきましょう。

凡 例

項目	記号
土砂災害警戒区域	□
土砂災害特別警戒区域	■
土石流危険渓流	○
指定避難所	△

0 100 200 400
(m)
1:6,000

- 黄色で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。
- 赤色で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域」です。
- ・土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時には警戒避難が必要となる可能性がありますので、注意してください。
- ・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、危険箇所などをよく確認しましょう。

土砂災害に備えて

大雨の時など避難の際に必要となりますので、家族全員がわかる場所に保管しておきましょう。

①土砂災害警戒区域や避難場所を確認しておきましょう！

○**黄色**で囲まれた範囲(土砂災害警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域」です。

○**赤色**で囲まれた範囲(土砂災害特別警戒区域)は、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建物に危害が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域」です。

○土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、大雨の時などに、警戒避難体制が必要となる可能性がありますので、ご注意ください。

○また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の斜面や渓流、危険箇所などをよく確認しましょう。



③前兆現象を見つけたら、直ちに市役所に連絡しましょう！

○下図のような現象を見つけたら直ちに連絡してください。

土石流			
	山鳴りがする	急に川の流れが濁り 流木が混ざっている	雨が降り続いているのに 川の水位が下がる
地すべり			
	沢や井戸の水が濁る	地面にひび割れができる	斜面から水がふき出す
がけ崩れ			
	がけに割れ目が見える	がけから水が湧き出てくる	がけから小石がばらばらと落ちてくる

②雨が強くなってきたら、積極的に雨量情報、予報、警報等の情報を入手しましょう！

○まずはテレビやラジオのニュース等で気象情報を確認しましょう。

○雨が強くなってきたら、テレビのデータ放送やインターネットでも確認しましょう。



秋田県河川砂防ホームページ

<http://sabo.pref.akita.jp/>

秋田県防災ホームページ

<http://www.bousai-akita.jp/>

秋田県水防情報（携帯サイト）

<http://sabo.pref.akita.jp/kasensabu/mobile/>

防災ネットあきた（携帯サイト）

<http://www.bousai-mail.jp/akita/>



④危険を感じたときや避難勧告等があった場合は、直ちに避難しましょう！

○避難勧告等が出ていなくても、危険を感じたら、早めに安全な場所に避難しましょう。

○避難勧告等は、防災ネットあきた（登録制メール）やテレビ、広報車等でお知らせします。

○避難する際には、他の土砂災害危険箇所を避けた避難経路を選択しましょう。

○屋外への避難が困難な場合は、建物の2階以上で斜面と反対側の部屋などに避難を！



* 指定緊急避難場所・指定避難所 *

○東部市民サービスセンター
住所：秋田市広面釣瓶町13番3号
電話：018-853-1039



あなたの家

町内会長
防災リーダー等



老人福祉施設、
児童福祉施設等



防災ネットあきた



広報車等



消防署・消防団
警察署・交番等



秋田市総務部
防災安全対策課

住所：秋田市山王一丁目1番1号
電話：018-888-5434